

平成25年度税制改正要望

平成24年7月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 芳 賀 義 雄

〒104-8139

東京都中央区銀座3-9-11

電話03(3248)4801

はじめに

紙・パルプ業界は、かつてないほどに厳しい状況に立たされています。景気の停滞や、産業空洞化、少子高齢化、他のメディアとの競合など構造的な要因により、紙・板紙需要は不振が続いており、今後もさらに縮小することが見込まれます。製紙各社は、設備の統廃合、人員の削減など懸命な努力をしているにもかかわらず、円高の進行やエネルギー等のコスト面で国際競争力上不利を強いられ、その結果、紙・板紙輸入は昨年過去最高となり、今年に入りましても前年をさらに上回る勢いで推移しております。

収益の点でも、製紙業界の平成 24 年 3 月期の決算（紙パルプ上場 9 社）は、純利益ベースで約 6 割の会社が前年割れとなり、経常利益は 16 年度をピークに、17 年度以降概ね下降線の一途をたどり、非常に厳しい経営状況が続いております。

こうした中、製紙各社は、以前にも増して企業体質の維持・強化、国際競争力の増強に取り組まざるを得ない状況にあります。

つきましては、平成 25 年度税制改正にあたり、製紙業界を活力ある産業として再生させるため、税制面で支援して頂きたい、下記の要望事項について、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度税制改正要望項目

1. 重点要望項目

- (1) 法人実効税率のさらなる引下げ（課税ベース拡大を伴わない実質負担率での引下げ、地方法人特別税の廃止）・・・3頁
- (2) 地球温暖化対策税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁
- (3) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁
- (4) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁

2. 要望項目

- (1) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5頁
- (2) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5頁
- (3) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6頁
- (4) 移転価格税制の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6頁
- (5) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7頁
- (6) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し・・・・7頁
- (7) 企業年金に関する特別法人税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7頁
- (8) グリーン投資減税の税額控除の拡充及び適用期限の延長・・・・・・・・8頁
- (9) 固定資産税（地方税法）の課税評価基準の法人税法残存簿価への統一・8頁
- (10) 地方税の納付手続きの簡略化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8頁

1. 重点要望項目

(1) 法人実効税率のさらなる引下げ

(課税ベース拡大を伴わない実質負担率での引下げ、地方法人特別税の廃止)

日本の法人実効税率は、23年度税制改正により5%引き下げられ35%となったが、いまだ諸外国に比べ高い水準にあるので、EU諸国、アジア諸国の25%程度まで引き下げるべきである。その際、課税ベース拡大を伴わない実質的な実効税率の引き下げを要望する。また地方法人特別税を廃止すべきである。

このままでは国内産業の空洞化を促進し、日本だけが国際的に取り残される状況にある。法人税には、現在東日本大震災の復興財源手当の一つとして、復興特別法人税が3年間時限的に付加されており、実効税率は38%となっている。速やかに実効税率本体のさらなる引き下げの検討に着手し、付加税措置が終了すると同時に、法人実効税率本体をさらに引き下げるべきである。

なお、地域間の税源偏在を是正するため、地方法人特別税が税の抜本改革までの期間の暫定措置として設けられている。社会保障と税の一体改革の成立により、地域間の税源偏在が是正された際には、地方法人特別税は廃止すべきであり、この機会を捉え法人実効税率をさらに引き下げるべきである。

また、実効税率の引き下げに伴う収収中立を前提とした課税ベース拡大(23年度改正における欠損金控除前所得の80%制限、250%定率法から200%定率法への引下げなど)は、企業の実質負担率引き上げにつながる。

(注) 日本と同様40%と高税率である米国も、25%程度に引き下げる方向で動いているとされている。

(2) 地球温暖化対策税の見直し

国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される地球温暖化対策税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なうので、導入を見直すべきである。

地球温暖化対策税の導入により、当業界は国際競争力がさらに低下することとなる。その結果、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えるため、地球規模ではCO₂排出量が増加するおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保障されるものではない。

原発事故により、電気料金を初めエネルギー価格の上昇が確実の中で、地球温暖化対策税創設により、新たな追加的コスト負担を企業に強いることは、その経営体力を著しく阻害する。今後新たに策定されるエネルギー基本計画の下、企業のエネルギー負担を考慮した上で、地球温暖化対策税を見直し、他のいくつかのエネルギー政策の枠組みの中から、地球温暖化対策税に代わる政策を考えるべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税の見直し

償却資産に対する固定資産税の課税制度は、速やかに廃止すべきである。直ちに廃止が困難であるならば、新規に取得した償却資産は、課税対象外とするとともに、固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を、法人税法（国税）に合わせ撤廃するなど、段階的に廃止すべきである。

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な制度であり、また対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。さらに本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。

(4) 印紙税の廃止

同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題であり、印紙税を廃止すべきである。

印紙税は、諸外国で導入しているところは多くはなく、徴税コストもかかり財政面から非効率といわざるを得ない。

2. 要望項目

(1) 欠損金の扱いの見直し

大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付(1年間)の期間の延長を要望する。また現行繰越控除期間は9年となっているが、繰越期間を無期限とすべきである。

我が国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(2) 受取配当益金不算入の見直し

現在50%となっている益金不算入割合を全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。不算入割合50%は、連結納税制度創設に伴う財源措置として80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に財源を求めるべきではない。

(注) 特定利子: ①社債の利子<社債発行差金を含む>

②金融機関及び国等から借入金でその返済期間が3年以上のものにかかるとる利子

③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

(3) 連結納税制度の見直し

連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。

- ①法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。
- ②資産の時価評価規定の見直し
- ③連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。

- ④特定連結欠損金の使用制限撤廃

特定子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金(特定連結欠損金)の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。

当業界においても、90年代以降、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。

(4) 移転価格税制の適正化

企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、二国間による対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。

新たな需要開拓のため新興国市場等海外への進出が求められている当業界にとって、移転価格税制の重要性は一段と高まり、本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。

- ①租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。
- ②国外関連者宛て寄付金課税は、無償取引を取引当事者間で合意しているもの及び有償取引で契約の満額を収受していないもののみとし、それ以外の国外関連者取引は、移転価格税制の適用範囲内とすること。

(5) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、見直すべきである。

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもある。

- | | | |
|-----------------|---------|---------------|
| ①直接外国税額控除 | 繰越期間 | 現行3年の年数拡充 |
| ②外国子会社配当益金不算入制度 | 益金不算入割合 | 95%から 100%へ拡充 |

(6) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し

本制度を時限措置ではなく恒久化し、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。

①制度の恒久化

企業は、経営体質の強化、国際競争力向上のため、事業の整理統合、工場閉鎖、設備廃棄など、厳しい合理化に取り組まざるを得ない。本制度は、事業の再編・活性化を促す上で大きな効果がある。

②先行取得期間を1年から3年に緩和

工場の移転計画等では、新工場建設に先立ち用地を取得し、新工場完成後に旧工場の土地、資産を売却することが多く、取得と譲渡の時期が1年以上かかることが多い。

(7) 企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は平成26年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。

公的年金制度が、少子・高齢化や、昨今の運用利回りの低下により、給付の削減が避けられない状況となっているため、企業年金による自助努力の必要性はますます高まっている。

(8) グリーン投資減税の税額控除の拡充及び適用期限の延長

グリーン投資減税について、以下の通り要望する。

- ①中小企業のみ認められている税額控除を、大企業も適用可能とする
- ②現行平成 26 年 3 月末の適用期限を、28 年 3 月末まで延長する。

本税制は、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたものである。

東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠である。しかしながら、これら具体的方策の実施には、企業の多額の設備投資が必要であるので、税制による負担軽減を要望する。

(9) 固定資産税（地方税法）の課税評価基準の法人税法残存簿価への統一

地方税法上の残存価額と償却可能限度額の早期撤廃を要望する。また法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法、これら法律間の処理統一化を強く要望する。

わが国の減価償却制度は、平成 19 年度税制改正において法人税法上は残存価額と償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税（地方税法）上は制度の改正がなされていない。また昨今の会計基準のコンバージェンスにより、企業会計と法人税法の乖離拡大の恐れもあるなど、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっており、企業の事務負担が増大している。

(10) 地方税の申告・納付手続きの簡略化

地方税を本社一括で申告・納付すべきである。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。

地方税の申告・納付は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われている。企業は各自自治体ごとに申告・納付しなければならない、多大な事務量となっているので、負担軽減を図るべきである。